配当公告

愛知県豊田市朝日町二丁目四六番地一
破産者　有限会社矢島重機
右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十四年（フ）第五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金五一、六六二、九六七円
（内優先債権額　金九、四七四、四九五円）
一、配当することのできる金額
金一六、〇三八、九七二円
（内優先債権額　金九、四七四、四九五円）
平成二十四年十一月二十二日
愛知県岡崎市竜美南四丁目一五番地二
破産管財人　佐藤　通記

配当公告

名古屋市中村区名駅南一丁目一六番二八号
破産者　マスコミ企画株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第二七五九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金七〇七、一三二、五九〇円
（内優先的破産債権額　金一一、五七一、六二八円）
一、配当することのできる金額
金一九、八三九、八一六円
（内優先的破産債権額　金一一、五七一、六二八円）
平成二十四年十一月二十二日
名古屋市東区白壁二丁目四番三〇号　八興第二センタービル六階
破産管財人　安藤　貞行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道登別市中央町六丁目八番地一、最後の住所北海道岩見沢市志文町三〇一番地三　くびどハイム　被相続人　亡　七崎　春美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月二十二日
北海道岩見沢市一条西五丁目四番地二ライズビル二階
相続財産管理人　弁護士　小野田充宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市桜川六丁目七番、最後の住所青森市桜川六丁目七番一号
被相続人　亡　和嶋まさ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月二十二日
青森市長島三丁目一八番六号小野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　和秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市山田一九四六番地、最後の住所埼玉県所沢市大字牛沼二四九番地の二
被相続人　亡　林　健二郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月二十二日
埼玉県所沢市日吉町一四―三　朝日生命所沢ビル八階
相続財産管理人　弁護士法人アルファ総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区宮野木町一八四九番地の二七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　村田　達之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月二十二日
事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号　建設会館ビル六階　ソレイユ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区富田町大字千音寺二五〇四番地、最後の住所愛知県海部郡蟹江町本町七丁目三八番地　被相続人　亡　横江　正澄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月二十二日
名古屋市東区橦木町一丁目四番地
相続財産管理人　弁護士　伊藤　倫文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市浜大津三丁目二二一番地、最後の住所滋賀県大津市伊香立下龍華町五八四番地の九一下龍華団地一棟二号
被相続人　亡　赤井　幸三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月二十二日
事務所滋賀県大津市京町二―一―一八初音ビル二階ひらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古山　力

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区長田町一丁目三番地四、最後の住所神戸市中央区中山手通二丁目二四番一―五〇二号　被相続人　亡　宮村　忍
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月二十二日
神戸市中央区海岸通八番地神港ビル七階
神戸海都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　向山　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区御影本町三丁目九八番地、最後の住所東京都東村山市富士見町三丁目二番地三　新武蔵野スカイハイツ七〇二号
被相続人　亡　松本　英昭
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月二十二日
神戸市中央区明石町四八番地　神戸ダイヤモンドビル八階　六甲法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅田　修宏

第１期決算公告

平成24年4月25日
東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号
株式会社バルス
（旧商号　株式会社TMコーポレーション）
代表取締役社長　髙島　郁夫

貸借対照表の要旨
（平成24年1月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	466	流動負債	545
固定資産	14,549	固定負債	10,100
繰延資産	17	株主資本	4,388
		資本金	2,250
		資本剰余金	2,250
		資本準備金	2,250
		利益剰余金	△111
		その他利益剰余金	△111
資産合計	15,033	負債・純資産合計	15,033

損益計算書の要旨
（自　平成23年7月22日　至　平成24年1月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	―
売上原価	―
売上総利益	―
販売費及び一般管理費	37
営業損失	37
営業外収益	0
営業外費用	74
経常損失	111
税引前当期純損失	111
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	111

第41期決算公告

平成24年9月12日
千葉県君津市広岡375番地2
芙蓉商事株式会社
代表取締役　四ケ所　守

貸借対照表の要旨（平成24年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	421,289
	固定資産	1,805,421
	合計	2,226,710
負債及び純資産の部	流動負債	156,133
	固定負債	1,039,635
	株主資本	1,030,941
	資本金	51,000
	利益剰余金	1,015,410
	利益準備金	8,860
	その他利益剰余金	1,006,550
	（うち当期純利益）	（89,047）
	自己株式	△35,468
	合計	2,226,710